

鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金事務処理要領

最終改正 令和2年4月28日

第1 趣旨

この要領は、鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱（平成26年6月30日教育長決裁。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う奨学のための給付金に係る支給事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 高校生等の範囲

- 1 要綱第3条第1項第3号の規定により、当該年度の基準日において休学をしている者が、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合は支給対象とする。

短期間の判断は、休学期間が6か月以内とし、当該年度内の復学が見込まれるものとする。

なお、給付金を申請する際は、在学する高等学校等の学校長が証明した休学及び復学予定証明書（様式1）を添付すること。

- 2 単位制高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する者のうち、当該年度の7月1日において受講登録をしていない者は、休学しているものとみなし、支給対象としない。ただし、7月2日以降に受講登録が確認できた者については支給対象とし、7月2日以降に入学した者と同様に取り扱う。

なお、前倒し支給にあつては、申請日において受講登録をしていない者は、休学しているものとみなし、前倒し支給の対象としない。

- 3 高校生等の年齢は問わない。

第3 保護者等の範囲

- 1 保護者等は、高校生等の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、その者は保護者等には含まれない。

- 2 保護者等が未成年後見人の場合であつて、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法第877条に定める扶養義務をいう。）を負わない者であるときは、高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者等に該当するものとする。

- 3 高校生等に保護者がいない場合、受給申請を行う保護者等は、高校生等本人又は高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者となる。

なお、生計を維持している者は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられる概念と同等の者であることから、健康保険証などにより確認する。

- 4 成人には親権者がいないため、成年に達した高校生等の場合には、高校生等に保護者がいない場合として取り扱う。

また、未成年者であっても婚姻している場合は、成年に達した高校生等と同様の取扱とする。

- 5 ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合又は失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できないときは、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は高校生等本人の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のみで判断することができる。
- 6 保護者等が両親でない者の場合には、当該保護者等の所得割額をもって判断する。ただし、次の者が保護者等である場合において、高校生等本人又は高校生等が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、その者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断する。
 - (1) 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - (2) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - (3) 法人である未成年後見人
 - (4) 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- 7 支給要件の確認を行う保護者等は、当該年度の基準日現在の保護者等となる。基準日以降、保護者等に変更があっても、給付金の返還及び支給額の変更等は行わない。
- 8 保護者等が鹿児島県の区域内に住所を有していれば、外国籍の者も対象となる。
- 9 保護者等の住所の確認について、課税証明書等の住所と要綱第5条に定める受給申請書に記載した住所が異なる場合は、住民票など公的機関の証明した書類を添付すること。
- 10 保護者等が単身赴任の場合、給付金の受給を申請する保護者等の生活本拠地である住所が鹿児島県の区域内であれば支給対象となる。

第4 所得の確認

- 1 保護者等が給付金の受給申請を行うときは、高校生等本人や保護者等以外の親族（祖父母、兄弟姉妹等）に所得がある場合であっても、高校生等本人や保護者等以外の親族の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の確認を要しない。
- 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認すべき者が高校生等本人（未成年である者に限る。）であり、税の申告を行っていないため当該高校生等の課税証明書等が提出できない場合は、当該高校生等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが明らかであることを申立書などにより確認した上で、課税証明書等の添付を要しないこととする。
- 3 保護者等の所得確認の際は、所得の有無にかかわらず保護者等全員の課税証明書等を添付する必要がある。

なお、課税証明書、非課税証明書以外で道府県民税及び市町村民税の所得割額を確認する場合、次に掲げる書類でも可能とする。

 - (1) 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に

勤務先から配布される道府県民税及び市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書

(2) 自営業などの場合は、毎年6月に発行される道府県民税及び市町村民税の納税通知書

4 保護者等全員の課税証明書等は、高等学校等就学支援金の申請の際に添付した課税証明書等を複写したもので可能とする。ただし、高等学校等就学支援金における保護者等の所得確認の際は、保護者等のうちどちらかが控除対象配偶者であれば、必ずしも課税証明書等の提出を求める必要はないことから、高等学校等就学支援金に控除対象配偶者の課税証明書等の添付がない場合は、当該保護者等の課税証明書等について原本を添付するものとする。

第5 世帯状況の確認方法等

1 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることの確認方法

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の確認については、課税証明書、非課税証明書などにより当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円又は非課税であるかどうかで判断する。ただし、実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1円～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1円～99円と記載されている場合であっても、非課税であることから支給対象となる。

なお、4月1日基準日の申請にあつては、前年度の課税証明書等で確認を行うこととする。

2 生業扶助の措置状況の確認方法

(1) 生活保護受給の場合

基準日現在において、居住地の福祉事務所又は福祉担当部署が発行する生業扶助の措置状況が分かる証明書として、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）を添付する。

なお、従来の生活保護受給証明書により生業扶助の措置状況が確認できる場合は、代用も可能とする。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である場合

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯については、生業扶助が措置されていないことの確認が必要であることから、受給申請書の生業扶助を受けていない旨の誓約により確認する。

3 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹の確認方法

(1) 基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることの確認は、健康保険証等の写しなど公的な証明書によることとする。ただし、公的な証明書で確認できない場合は、保護者等の扶養誓約書（様式3）に住民票（世帯全員）など世帯の状況が分かる書類を添付すること。

(2) 基準日における年齢については、年齢計算に関する法律に基づき、満年齢で確認する。

4 家計急変世帯の確認方法

(1) 家計の状況が確認できる書類

ア 家計急変の発生事由を証明する書類

イ 離職票，雇用保険受給資格者証，解雇通告書，破産宣告通知書，廃業届出等
家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
課税証明書の写し等（家計急変前），会社作成の給与見込み，直近の給与明
細，税理士又は公認会計士の作成した証明書类等（家計急変後）

ウ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
扶養親族分の健康保険証の写し，扶養親族の記載が省略されていない課税証
明書等

(2) (1)の書類をもとに家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し，所得割が非課
税となる世帯の年収と比較し判断する。

なお，収入見込額には，退職金，失業手当等は含めないものとする。

会社作成の給与見込み等がなく，給与月額で推計する場合は，3か月の平均給
与月額に12月を乗じたものとする。

(3) 災害などに起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

5 給付金は入学当初及び年度当初に必要な授業料以外の教育費を支援すること
を目的としており，基準日現在の状況で確認を行い支給することから，基準日以降
の世帯状況等の変化，高校生等の休学や退学などによる給付金の支給及び返還は行
わない。

第6 給付金の申請

1 保護者等が複数いる場合，いずれか1人が給付金の申請を行うものとする。

2 鹿児島県内の国公立高等学校等に在学する高校生等の保護者等の申請手続

(1) 保護者等は，受給申請書に関係書類を添えて，要綱第5条に定める受給申請期
限までに在学する国公立高等学校等の長に提出しなければならない。

(2) 国公立高等学校等の長は保護者等から提出された受給申請書及び関係書類を取
りまとめ，基準日現在の在学証明書（様式4），奨学のための給付金申請一覧表
（様式5）及び個人対象要件証明書（様式13）を添付し，受給申請期限の翌日か
ら起算して10日以内に県教育委員会へ提出することとする。

なお，在学証明書については様式4によらず，高校生等の氏名，生年月日，入
学年月日，在籍する学年，課程の記載があれば，国公立高等学校等で通常使用す
る様式でも可能とする。

(3) 保護者等全員の課税証明書等は，高等学校等就学支援金の申請の際に添付した
課税証明書等を複写したものでも可能とすることから，保護者等の負担軽減のため，
可能な範囲で，基準日直近に高等学校等就学支援金の申請又は収入状況届出
に添付された課税証明書等を国公立高等学校等において複写（原本証明は不要）
し，受給申請書に添付すること。

3 鹿児島県外の国公立高等学校等に在学する高校生等の保護者等の申請手続

保護者等は，受給申請書に在学する国公立高等学校等の在学証明書（様式4-1），
個人対象要件証明書（様式13-1）及び関係書類を添えて，受給申請期限までに県教
育委員会へ提出しなければならない。

なお，在学証明書については様式4-1によらず，高校生等の氏名，生年月日，
入学年月日，在籍する学年，課程の記載があれば，国公立高等学校等で通常使用す
る様式でも可能とする。

4 要綱第5条に定める県教育委員会が特別の理由があると認めるときは，県教育委
員会が定めるもののほか，天災や保護者等の道府県民税及び市町村民税の申告漏れ

などによるものであり、保護者等が奨学のための給付金申請遅延理由書（様式6）を事前に提出した場合、基準日を4月1日とするものにあつては6月30日、7月1日とするものにあつては8月31日、11月1日とするものにあつては12月28日まで受給申請期限を延長することができる。

第7 給付金の審査

要綱第8条に定める給付金の審査事務は鹿児島県教育庁高校教育課で行う。

なお、審査に当たって、基準日における世帯状況の調査が必要な場合には、保護者等の同意に基づき、受給申請書に添付した提出書類の証明者及び関係機関に確認することができる。

第8 支給の決定

- 1 鹿児島県内の国公立高等学校等に在学する高校生等の保護者等への支給決定等
県教育委員会は、支給の可否を決定した後、支給決定通知書又は却下通知書を在学する国公立高等学校等の長を経由して、保護者等に通知する。
- 2 鹿児島県外の国公立高等学校等に在学する高校生等の保護者等への支給決定等
県教育委員会は、支給の可否を決定した後、支給決定通知書又は却下通知書を保護者等に通知する。

第9 給付金の支給

- 1 要綱第8条の規定により支給決定した給付金は、鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）第75条の規定により任命された資金前渡職員が、給付金の支給に必要な事務手続を行うものとする。
- 2 前項の資金前渡職員は、次のいずれかの者をその都度、鹿児島県会計規則第75条に定める資金前渡職員任命簿により任命する。
 - (1) 鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等に支給する給付金
当該県立高等学校の事務長
 - (2) 鹿児島県立高等学校以外の国公立高等学校等に在学する高校生等の保護者等に支給する給付金
鹿児島県教育庁高校教育課企画助成係長
- 3 給付金は、鹿児島県会計規則及び財務会計システム事務処理要綱により、支出負担行為・支出命令など必要な事務手続を行う。
債権者は前項で任命した資金前渡職員とし、支払方法は資金前渡払（精算）で、資金前渡職員名義の口座に振り込むものとする。
- 4 支出負担行為・支出命令票には、奨学のための給付金支給調書（様式7）及び要綱第8条に定める支給決定通知書の写しを添付する。
- 5 給付金の支給日は、要綱第9条に定める支給決定した日の属する月の翌月末日までにおいて、会計管理者及び出納員が設定する日とする。
- 6 資金前渡職員は、受給申請書で申し出のあった支給方法により保護者等へ支払う。
口座振込を申し出た保護者等に対しては、支給日に奨学のための給付金口座振込依頼書（様式8）を指定金融機関に提出し、保護者等の口座へ振り込む。

鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等のうち、現金受領を申し出た保護者等に対しては、支給日に直接、資金前渡職員が支給することとし、奨学のための給付金受領書（様式9）を徴すること。

- 7 要綱第12条の規定により代理受領を行う場合、高等学校長は、給付金の額と学校徴収金等の額を比較して、いずれか少ない方の額の相殺により生じた額の代理受領を行うこととし、代理受領を行ったときは、給付金の充当内容を明らかにするために奨学のための給付金充当通知書（様式10）により保護者等へ通知すること。

また、代理受領後に余剰金が生じたときは、受給申請書で申し出のあった支給方法により保護者等へ支給すること。

- 8 前項のうち、鹿児島県立高等学校以外の国公立高等学校等に在学する高校生等の保護者等へ支給する給付金において代理受領を行う場合は、当該高等学校長は奨学のための給付金代理請求書（様式11）を県教育委員会へ提出することとし、県教育委員会は、鹿児島県会計規則及び財務会計システム事務処理要綱により、支出負担行為・支出命令など必要な事務手続を行うこととする。

第10 支給決定の取消及び給付金の返還

保護者等が偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたときは、要綱第13条の規定により支給の決定を取り消し、要綱第14条の規定により奨学のための給付金支給決定取消及び返還通知書（様式12）を保護者等へ通知し、給付金を返還させることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月30日から施行する。

- 2 この要領に基づく給付金の支給については、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する。

様式1

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

(学校長) 印

休学及び復学予定証明書

本校に在学する高校生等について、下記のとおり休学しており、当該年度内に復学予定（休学期間満了日の翌日）であることを証明します。

記

高 校 生 等	氏 名	
	学科名	
	学 年	
休学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

(市の福祉事務所長又は県の出先機関の長) 印

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

下記の世帯が， 年 月 日（基準日）現在，生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

記

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始年月日
証明書の使用目的			
備考			

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

申請者等住所

氏名

印

扶 養 誓 約 書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

記

氏 名	続柄	住 所	生年月日	職業又は 就学状況

※ 続柄は、申請する保護者等を基準として記入してください。

様式4

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

(学校長) 印

在 学 証 明 書

下記の高校生等は、 年 月 日（基準日）現在、本校に在学していることを証明
します。

記

番号	氏 名	生年月日	学年	課程	学科名	入学年月日	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

- 注) 1 課程欄には、全日制、定時制、通信制の別を記入すること。
2 基準日現在、休学している者については、備考欄に休学と記入すること。

(高等学校等名)

番号	氏名	生年月日	学年	課程	学科名	入学年月日	備考
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

(学校長) 印

在 学 証 明 書

下記の高校生等は、年 月 日（基準日）現在、本校に在学していることを証明
します。

記

氏 名	生年月日	学年	課程	学科名	入学年月日	備考

- 注) 1 課程欄には、全日制、定時制、通信制の別を記入すること。
2 基準日現在、休学している者については、備考欄に休学と記入すること。

鹿児島県教育委員会 殿

(学校長)

年度奨学のための給付金申請一覧表

下記のとおり保護者等から申請がありましたので、申請書及び関係書類を提出します。

記

番号	保護者等氏名 (高校生等氏名)	学年	申請書及び関係書類 (該当有りの場合○を記入すること)								備考
			申請書			生業扶助 受給証明 書等	課税 証明書等	健康 保険証等	扶養 誓約書 及び 住民票	その他の 関係書類	
			生活保護を 受けていな い誓約	支給に 関する調査 の同意等	現金 受領 希望						
1	()										
2	()										
3	()										
4	()										
5	()										
6	()										
7	()										
8	()										
9	()										
10	()										

注) 1 申請書及び関係書類欄については、該当有りの場合、○を記入すること。
 2 基準日現在、休学している者については、備考欄に休学と記入すること。

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

申請者等住所

氏名

印

奨学のための給付金申請遅延理由書

奨学のための給付金受給申請について、下記の理由により遅延しますので届け出ます。

記

申請遅延理由	<input type="checkbox"/> 台風，地震などの天災により，受給申請書及び関係書類の準備が間に合わないため <input type="checkbox"/> 市町村民税の申告を行っていないことから，今後，申告を行うため <input type="checkbox"/> その他（※理由を記入すること） 〔 〕
受給申請予定日	年 月 日

年度奨学のための給付金支給調書

所属 ()

単位：円

学 校 名	学 年	高校生等氏名	保護者等氏名	区 分	A 支 給 額	B 学校徴収金等	C(A-B) 差引支給額
合 計							

- 生 … 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等 (32,300 円)
- 1 … 通信制以外の高等学校等に通う高校生等 (3 及び 4 の場合を除く。) (84,000 円)
- 2 … 2 人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳(中学生を除く。)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 (129,700 円)
- 3 … 通信制高等学校等に通う高校生等 (36,500 円)
- 4 … 専攻科に通う高校生等 (36,500 円)

年度奨学のための給付金口座振込依頼書

鹿児島銀行 支店（出張所） 御中

振込指定日： 年 月 日

シユツメイレイショツク
支出命令所属
シキンゼントショクインメイ
資金前渡職員名

(TEL - -)

1	金融機関名	種別	口座番号	フリガナ	金額 (単位：円)	学 年	保護者等氏名
	支店名			口座名義人			高校生等氏名
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
小 計				件			
合 計				件			

様式 9

(支出命令所属) 資金前渡職員 殿

奨学のための給付金受領書

一金 円也

上記金額を、奨学のための給付金として現金で受領しました。

年 月 日

受領者住所

氏名

印

様

高等学校長

年度奨学のための給付金充当通知書

あなたに支給される奨学のための給付金は、鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第 12 条の規定により、あなたから提出のあった奨学のための給付金委任状に基づき、下記のとおり支給する給付金の代理受領を行い、学校徴収金等に係る債権に充当しましたので通知します。

記

申請者等氏名		
高校生等氏名		
学年		
① 支給決定額		年額 円
学校徴収金等	② 充当額 (A + B)	円
	A 学校徴収金	円
	B 諸会費	円
支給額 (① - ②)		円

鹿児島県教育委員会 殿

学校長 印

年度奨学のための給付金代理請求書

鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金について、下記のとおり請求します。

記

1 給付対象者 _____人

2 代理請求金額 _____円

※ 内訳は、別添一覧のとおり。

3 口座振込先

金融機関名・店舗	
預金種目	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

※ 振込口座は、授業料以外の管理口座とする。

※ 通帳の写しを添付すること。

4 学校所在地 _____
〒 _____

文 書 番 号
年 月 日

様

鹿児島県教育委員会

奨学のための給付金支給決定取消及び返還通知書

年 月 日付け 文 書 番 号 であなたに支給決定した奨学のための給付金については、下記の理由により支給決定を取消しました。

つきましては、返還期限までに別添返納通知書により返還されるよう通知します。

記

返還金額	金 額 円
支給決定取消理由	
返還期限	年 月 日

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

学校名	
-----	--

下記の者は、 年 月 1 日（基準日）現在、以下のア～ウのいずれにも該当していないことを証明します。

- ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者
- イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者
- ウ 前年度における出席率が5割以下の者

通し番号	学 年	課程 学科等名	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に記載すること。

通し番号	該当要件 (ア～ウ)	学 年	課程 学科等名	氏 名	やむを得ない事由
1					
2					
3					
4					
5					

年 月 日

〇〇高等学校専攻科
学校長

印

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

下記の者は、 年 月 1日（基準日）現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(ふりがな)		学 年	
	姓			
学校名 課程・学科等名				

(該当する方に✓をすること)

- 以下のア～ウのいずれかに該当します。(ア～ウのうち該当するものに○を付すこと)
- 以下のア～ウのいずれにも該当しません。

ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者

ウ 前年度における出席率が5割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に具体的な状況を記載すること。

--

年 月 日

〇〇高等学校専攻科
学校長

印